

## 第 44 回全国大会 大会宣言

平成 26 年 1 月 28 日最高裁判決で「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」と明確に示された。

一般廃棄物は市町村の固有事務である。市町村自ら実施できない場合に一般廃棄物処理を業者に許可を与えて「一般廃棄物処理計画」に基づき適正に処理させるという統括的な処理責任を負わせている。

許可を受けた業者は市町村が策定した「一般廃棄物処理計画」に従い、付された処理担当区域において責任を持って適正に業務を遂行する義務を負っている。

我々は、平成 26 年 10 月 8 日に発出された環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知を一致団結して推進することをここに宣言する。

## 大会スローガン（案）

- 一、 一般廃棄物処理計画に定めた地区に基づき適正業務を推進する。
  
- 一、 平成 26 年 10 月 8 日付環境省大臣官房リサイクル・廃棄物対策部長通知で「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であることが定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であること」と示されたとおり適正料金を推進する。
  
- 一、 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第 7 条に基づく一般廃棄物収集運搬業者は、その取消しを求める原告適格を有する」とあることから不法・不当な新規許可を阻止する
  
- 一、 電子化による報告により浄化槽の適正な維持管理を推進する。